

個人情報保護制度運用状況の公表

小城市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

1 個人情報取扱事務の届出状況

令和4年度における個人情報取扱事務の届出件数は、1,083件となっています。

(単位：件)

実施機関		取扱事務 届出件数
市長	総務部	83
	市民部	106
	福祉部	154
	産業部	72
	建設部	70
	会計局	1
	水道	28
	市民病院	103
議会		12
教育委員会		421
選挙管理委員会		21
監査委員事務局		3
農業委員会		8
固定資産評価審査委員会		1
計		1,083

2 実施機関別開示請求等の状況

(単位：件)

実施機関		令和4年度					
		開示請求		訂正請求等		計	
		件数	公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数
市長	総務部						
	市民部	9	71			9	71
	福祉部	3	8			3	8
	産業部	2	4			2	4
	建設部						
	会計局						
	水道						
	市民病院	27	27			27	27
議会							
教育委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		41	110			41	110

3 実施機関別開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関		開示請求 等の状況 (件数)	処理状況				
			開示	部分開示	不開示	部分開示及び不開示のうち公文書不存在による不開示	取下げ
市長	総務部						
	市民部	9	8		1		
	福祉部	3	3				
	産業部	2		2			
	建設部						
	会計局						
	水道						
	市民病院	27	27				
議会							
教育委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		41	38	2	1		

4 部分開示及び不開示の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分開示及び不開示 決定件数	決定理由								
		16条1号	16条2号	16条3号	16条4号	16条5号	16条6号	16条7号	16条8号	公文書不存在
		法令秘情報	第三者情報	情報法人等に関する	公共の安全等に関する情報	意思形成過程に関する情報	事務事業に関する情報	評価判定に関する情報	本人の利益に反する情報	
部分開示	2		2							
不開示	1	1								

(注) 部分開示及び不開示の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

※令和4年度中の決定は、小城市個人情報保護条例(平成18年小城市条例第17号)に基づいて行われています。

5 審査請求の件数及びその処理状況

開示決定等に対する審査請求はありませんでした。